

保険会社の資本、基金、準備金等及び通常の子測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件(平成八年二月大蔵省告示第五十号)

改正案	<p>(各リスクの計算)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 規則第八十七条第二号の二及び第六百六十二条第二号の二に規定する額(最低保証リスク相当額)は、別表第六の二に掲げる標準的方式又は代替的方式のいずれかにより計算した額とする。ただし、代替的方式を用いる場合は、規則第八十五条第一項第十三号の二、第六百六十六条第一項第六号の二若しくは第九十二条第一項第五号の二の規定に基づき届けた場合、又は第八十五条第一項第十三号の三、第六百六十六条第一項第六号の二の二若しくは第九十二条第一項第五号の三の規定に基づき変更を届け出た場合に限るものとする。</p> <p>4、9 (略)</p>
現行	<p>(各リスクの計算)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3、8 (略)</p>

別表第一

リスクの種類	リスク対象金額	リスク係数
生存保障リスク	個人年金保険期末責任準備金額	10/1000

備考

- ・リスク対象金額は、出再額を控除し、受再額を加算した額とする。
- ・個人年金保険期末責任準備金額からは、確定年金を約した保険契約（確定年金以外の保険契約に契約内容を変更できるものを除く。）に係る責任準備金額及び確定年金以外を約した保険契約であって、あらかじめ年金支払開始日における予定死亡率を用いて年金額を計算することを算出方法書に定めている保険契約（年金支払開始前のものに限る。）に係る責任準備金額を除く。

別表第一

リスクの種類	リスク対象金額	リスク係数
生存保障リスク	個人年金保険期末責任準備金額	10/1000

備考

- ・リスク対象金額は、出再額を控除し、受再額を加算した額とする。
(新設)

別表第六の二

．定義

この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- 1．リスク計測モデル 保険会社が作成し、使用する最低保証リスク相当額を算出する方法をいう。
- 2．バック・テストング . ロ . 代替的方式により計算したリスク相当額と、保有契約の残存期間に対応した過去の運用実績に基づき計算したリスク相当額との比較結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検証を行うことをいう。
- 3．ストレス・テスト リスク計測モデルについて、仮定する将来の価格変動を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。
- 4．ポートフォリオ 1又は2以上の取引及び資産の集合をいう。
- 5．イベント・リスク 例外的な事態が生じた場合に発生しうる危険をいう。

．最低保証リスク相当額の算出

イ．標準的方式

次に掲げる区分に応じたリスク対象金額にリスク係数を乗じて得

(新設)

た額の合計額

区 分	リスク対象金額	リスク係数
最低死亡保険金保証	最低死亡保険金額（ただし、一時払い以外の変額年金保険契約で最低死亡保険金額が定められている場合又は変額保険契約の場合は、保険料の払込回数や経過年数等に応じ、その時点で必要となる金額（以下「予定責任準備金」という。））	0.02
最低年金原資保証	最低年金原資金額（ただし、一時払い以外の保険契約の場合は予定責任準備金とする。）	0.02
最低年金年額保証	最低年金年額保証を行うために必要となる最低年金原資金額（ただし、一時払い以外の	0.02

	<u>保険契約の場合は予定責任準備金とする。)</u>	
<u>最低解約返戻金保証</u>	<u>保険契約ごとに最低解約返戻金額から特別勘定の責任準備金の金額を除いた額のうち正値となるものを合計した金額</u>	<u>1</u>

(備考)

- ・保険契約ごとの特別勘定の責任準備金が当該保険契約のリスク対象金額の1.1倍を上回る場合は、リスク対象金額をゼロとすることができる。

ロ．代替的方式

次の から に定める基準を満たす保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人は代替的方式を用いることができる。ただし、代替的方式を用いた場合は、バック・テストの結果、代替的方式の使用を継続することが不適当と認められ、代替的方式の使用を中断する旨又はリスク計測モデルに重大な変更を加える旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

当該方式を用いて算出する最低保証リスク相当額は、標準的方式を

用いる場合の債務履行を担保する水準と同等となるものとして、規則第85条第1項第13号の2、第166条第1項第6号の2又は第192条第1項第5号の2の規定に基づき届け出た算出方法（第85条第1項第13号の3、第166条第1項第6号の2の2又は第192条第1項第5号の3の規定に基づき変更を届け出た算出方法を含む。）により計算した額とする。

リスク管理過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「リスク管理部署」という。）を他の部署から独立して設置していること。

リスク管理部署は、適切なバック・テスト及びストレステストを定期的を実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成し、保存していること。

役員等がリスク管理に積極的に関与していること。

リスク計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

リスク計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類を作成し、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

リスク計測（バック・テスト及びストレステストを含む）に使用した重要な要素はすべて完全かつ適切に文書化されていること。

ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

リスク集中度も含めたポートフォリオの構成変化が最低保証リスク

に与える影響を把握していること。

市場環境の悪化が最低保証リスク全体に与える影響を把握していること。

イベント・リスク等を正確に把握していること。

バック・テストの結果から、最低保証リスクを正確に把握していることを証明できること。

リスク計測過程について原則として1年に1回以上の頻度で内部監査を行うとともに、定期的に外部監査を受けること。

リスク計測モデルについて、その算出方法及び算出結果、バック・テストの前提及び結果並びにストレス・テストの前提及び結果が開示されていること。

別表第十七

$$\text{生命保険会社のリスク合計額} = \sqrt{(R_1)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$$

$$\text{損害保険会社のリスク合計額} = \sqrt{(R_5)^2 + (R_2 + R_3)^2} + R_4 + R_6$$

R₁は、保険リスク相当額

R₂は、予定利率リスク相当額

R₃は、資産運用リスク相当額

R₄は、経営管理リスク相当額

R₅は、一般保険リスク相当額

R₆は、巨大災害リスク相当額

R₇は、最低保証リスク相当額

別表第十七

$$\text{生命保険会社のリスク合計額} = \sqrt{(R_1)^2 + (R_2 + R_3)^2} + R_4$$

$$\text{損害保険会社のリスク合計額} = \sqrt{(R_5)^2 + (R_2 + R_3)^2} + R_4 + R_6$$

R₁は、保険リスク相当額

R₂は、予定利率リスク相当額

R₃は、資産運用リスク相当額

R₄は、経営管理リスク相当額

R₅は、一般保険リスク相当額

R₆は、巨大災害リスク相当額

(新設)

附 則

この告示は、平成十七年四月一日以後に開始する事業年度から適用する。
ただし、この告示による改正後の平成八年二月大蔵省告示第五十号別表
第一備考の規定は、公布の日から適用する。